

1級資格

高卒者も最短26歳で

技術検定 14年度実施へ見直し案 受検要件

国土交通省は、工事現場の監理技術者になるための資格試験である1級施工管理技術検定の受検要件を緩和する。高校（指定学科）卒業後に建設会社に入った技術者が1級検定を受けるのに必要な実務経験年数を2年短縮。これにより高卒者も大学（指定学科）の卒業者と同様、最短26歳で受検できるようになる。若手技術者の減少に歯止めをかけ、将来を担う優秀な人材の確保につなげるのが狙い。14年度から実施する予定だ。

現行制度では、高卒者が1級を取得する場合、最短コースでは3年の実務経験を経てまず2級資格を取得。その後さらに指導監督1年以上を含め

5年の実務経験を積んでから1級検定を受ける。このため1級資格の取得は28歳となる。2級合格後に専任の主任技術者として1年以上従事すれば実務経験3年で受検を認める例外規定はあるが、「ほとんど使われていない（建設業課）」という。見直し案では、監理技術者の専任配置が義務付けられる比較的規模の大きな工事に従事し、監理技術者の指導を2年以上受けることを条件に、2級取得後に必要な実務経験年数を3年に縮める。

現行制度では、高卒者が10年の実務経験のみで1級を受検するコースもあるが、これだと最短でも29歳にならないと受検できない。今回この要件も見直し、主任技術者要件を満たす5年の実務経験を、さらに必要とされる5年の実務経験について、監理技術者の指導を2年以上受ければこれを3年に短縮することを確認する。これによって27歳での資格取得が可能になる。

実務経験年数の短縮に加え、2級検定の学科試験合格の有効期間（現行6年）を、学歴に応じて7〜8年に延長する措置も講じる。高校3年で合格した後、大学の指定学科に進学した場合は有効期間を8年、短大や高等専門学校に進学した場合は7年に延長する。実地試験は大卒後1年、短大・高専卒後は2年の実務経験を経なければ受検できない。学科試験合格の有効期間が延長されれば、実地試験を受けるチャンスが増えることになる。

国交省はこれらの見直し案を、26日に開いた中央建設業審議会と社会資本整備審議会合同の基本

問題小委員会に提示した。今後、必要な告示案をつくり、意見募集などの手続きを経て、12月に官報公告する14年度の試験計画に合わせて公表できるようにする。

このほか、1級検定試験の一部を早期に受けられるようにする検討案も示した。大卒者が3年の実務経験を経て受ける試験のうち学科試験に限り、実務経験を積んでいる途中での受検を認めることを想定。今後、試験問題の見直しや学科試験に合格した場合の有効期間の設定などを検討した上で具体案を示す。

